

報告第15号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

専決第10号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年11月8日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和4年9月27日午前10時25分頃、幸手市役所駐車場内において、市職員が公用車を駐車する際に操作を誤り、駐車されている相手方車両に衝突し、損傷させたものである。

3 損害賠償額

金691,372円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代等 691,372円

合 計 691,372円

